

新宮町定員適正化計画

平成18年9月策定

新宮町

第1 第二次行革大綱での位置付け

平成 17 年 12 月に策定した第 2 次行政改革大綱では、新たな行政需要に適切に対応し、簡素で効率的な執行体制を確立するため、厳しい財政状況を踏まえながら適正配置に努めることとし、総務省の「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」(平成 17 年 3 月 29 日総務事務次官通知。以下「新地方行革指針」という。)に基づき、増員が必要な幼稚園及び下水道を除いた部門において、平成 27 年 3 月 31 日までに職員定数の削減目標 4.6%以上を達成することとして位置づけています

【目標職員数】

平成 17 年 4 月 1 日 167 人 平成 27 年 3 月 31 日 164 人

第2 国の定員削減の方針等を踏まえて

上記「第 1」のとおり第 2 次行政改革大綱で定めた職員削減目標と、国の新地方行革指針による削減目標と相違点は、次のとおりです。

国の新地方行革指針	本町の行革大綱の目標	異なる説明理由
総定員(職員)数の 4.6% の純減	幼稚園教諭及び下水道部門の必要増とこれ以外の部門の定員数の 4.6% の純減	・幼稚園教諭については、一部嘱託職員で長期にわたり対応してきたことによる問題を改善する必要がある。 ・沖田地区の中央浄化センターの建設及びこれに伴う上下水道の整備といった特別の行政需要を考慮する必要がある。
平成 17 年度から平成 21 年度までの取組 平成 22 年 4 月 1 日現在の定員(職員)目標の設定	平成 17 年度から平成 26 年度までの取組 平成 26 年 3 月 31 日現在の定員(職員)目標の設定	・通常 2007 年問題と言われる団塊の世代の大量退職時期については、新宮町ではそれから 2 年後の 2009 年から始まることや、職員の年齢構成のバランスから言っても、平成 17 年度からの向こう 5 年間で退職者不補充等による職員の削減を行うことは無理がある。

本町で、国の新地方行革指針とは異なる職員削減目標を設定した理由は上記のとおりですが、平成 17 年度から 5 年間の集中改革プラン公表の速報(平成 18 年

4月23日現在総務省取りまとめ)では、各自治体とも国の示す新地方行革指針の職員削減目標を上回っており、本県では、不交付団体の自治体と本町だけが純増となっています。

市区町村(政令市を除く)の集中改革プランにおける定員管理の数値目標の状況(速報)

全国	市区	7.9%	(786 団体中、589 団体公表 公表率 74.9%)
	町村	8.3%	(1,044 団体中、880 団体公表 公表率 84.3%)
	合計	8.0%	(1,830 団体中、1,469 団体公表 公表率 80.3%)
福岡県	市町村	7.1%	(67 団体中、58 団体公表 公表率 86.6%)

なお、本町では現在、後述の【参考資料】に掲載されているように、全国町村の定員モデルに近い平均的な職員数であり、類似団体との比較においても人件費は決して高いわけではありません。しかし、今後、各自治体の定員削減が進む中において、近い将来、当該モデル数値からは超過していくと考えられます。

また、第164回通常国会で、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(以下「行革推進法」という。)が平成18年5月25日に可決・成立しました。同法第55条第1項において、「政府は平成22年4月1日におけるすべての地方公共団体を通じた地方公務員の総数が平成17年4月1日における当該数から千分の四十六に相当する数以上の純減をさせたものとなるよう、地方公共団体に対し、職員数の厳格な管理を要請するとともに、必要な助言その他の協力を行うものとする。」とされ、同条第4項において「地方公共団体は、地方分権の進展に伴い、より自主的かつ主体的に行政改革を推進する必要があることに留意しつつ、その事務及び事業の必要性の有無及び実施主体の在り方について事務及び事業の内容及び性質に応じた分類、整理等の仕分けを踏まえた検討を行うとともに、職員数を厳格に管理するものとする。」とされています。

さらに、平成18年7月7日に閣議決定された経済財政運営の基本方針「骨太の方針2006」では、財政健全化に向けて2011年度の基礎的財政収支(借金と元利払いを除く収支)の黒字化に向けて歳入歳出の一体改革の目標数値が示され、2011年度までに11.4~14.3兆円の歳出削減が必要とされ、この中には公務員の人件費2.6兆円も組み込まれていることから、更なる定員削減の上積が示される可能性が高いと考えられ、いずれにしろ今後、地方財政計画の中でこれまで以上に厳しい状況に直面することが予測されます。

以上のことから、上記のとおり行政改革大綱に基づく職員の削減目標を達成することは勿論、民間委託推進計画に基づくアウトソーシングや事務事業の見直し等により、更なる職員削減目標を設定する必要があると考えられます。

第3 更なる職員削減目標等について

(1) 更なる職員削減目標の設定

平成 17 年 4 月 1 日現在の職員数（教育長を除く。）167 名から 9 名（削減率 5.3%）を純減し、平成 24 年 4 月 1 日には 158 名とし、各年度毎の部門別・課（出先）別の計画は次のとおりとします。

部門別の職員配置計画表

（各年度 4 月 1 日現在）

部門	17 年 度	18 年 度	19 年 度	20 年 度	21 年 度	22 年 度	23 年 度	24 年 度	25 年 度	26 年 度
一般 行政	96	95	94	94	94	91	88	87	87	87
特別 行政	44	44	45	47	47	46	46	43	43	43
公 営 企 業 等	27	28	29	29	29	29	29	28	28	28
計	167	167	168	170	170	166	163	158	158	158

注 1 特別行政は教育委員会で、公営企業等は上下水道、渡船事業、国民健康保険、老人保健等の特別会計である。

注 2 職員には任期付職員も含まれている。

注 3 本表については、教育長は含まれていない。本来、地方公共団体定員管理調査においては特別行政部門において、当該者分 1 名を追加としなければならない。

注 4 公営企業等については、下表の公営企業のほかに、その他として、国保事業、介護保険事業、その他（老人保健事業）が含まれる。

公営企業別の職員配置計画表

（各年度 4 月 1 日現在）

部門	17 年 度	18 年 度	19 年 度	20 年 度	21 年 度	22 年 度	23 年 度	24 年 度	25 年 度	26 年 度
水道	10	9	10	10	10	10	10	10	10	10
下水道	3	4	4	4	4	4	4	3	3	3
渡船	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7

注 水道は、簡易水道を含む。

各課（出先）別の職員配置計画表

（各年度4月1日現在）

各課別	18年 度	19年 度	20年 度	21年 度	22年 度	23年 度	24年 度	25年 度	26年 度
総合政策課	5	5	5	5	5	5	5	5	5
総務課	20	19	19	19	17	17	17	17	17
税務住民課 ^{注1}	22	22	22	22	21	21	20	20	20
健康福祉課 ^{注2}	24	24	24	24	24	23	23	23	23
生活振興課 ^{注3}	19	19	19	19	19	18	18	18	18
都市整備課	14	14	14	14	14	13	13	13	13
会計課	3	3	3	3	3	3	3	3	3
議会事務局	3	3	3	3	3	3	3	3	3
上下水道課 ^{注4}	13	14	14	14	14	14	13	13	13
学校教育課 ^{注5}	8	8	8	8	7	7	7	7	7
小中学校 ^{注5}	4	3	2	2	2	2	2	2	2
町立幼稚園 ^{注5}	19	22	25	25	25	25	25	25	25
社会教育課 ^{注5}	13	12	12	12	12	12	9	9	9
計	167	168	170	170	166	163	158	158	158

本表は、各課ごとの職員配置の1つの目安であり、全体の職員数の枠内で、法令改正や行政ニーズの変化によって、各課間の職員数の増減調整は当然ありうることに留意する必要があります。

注1「公営企業等」部門の国保事業、老人保健事業が含まれる。

注2「公営企業等」部門の介護保険事業が含まれる。

注3「公営企業等」部門の渡船事業が含まれる。

注4「公営企業等」部門の水道事業、下水道事業が含まれる。

注5 教育委員会所管ですべて「特別行政」部門に属する。

（2）削減に向けた方策について

今後、各課においては、上記（1）の各年度ごとの職員配置計画表にしたがって、所管業務の遂行にあたりとともに、職員を削減する年度にあたっては、新宮町民間委託推進計画に基づくアウトソーシングや非正規職員へ業務をシフトさせることなどにより対応することとします。

また、新たな行政需要への対応等については、スクラップ&ビルドの原則に基づき、必ず現行の事務事業の見直しや廃止を進め、行政計画の策定や事業プロジェクトの企画・実施にあたっては、現有体制における身の丈にあったものとするよう、日頃から心掛ける必要があります。

【参考資料】

部門別職員数の推移

新宮町職員数の対定員モデル比較

区 分	各年3月31日現在の 住民基本台帳人口 A 人	定員モデル			
		対象職員数 B 人	試算値 C	超過数 D(B - C) 人	超過率 D / B %
平成 12 年	21,968	90	91	1	1.11
平成 13 年	22,212	91	95	4	4.40
平成 14 年	22,441	90	95	5	5.56
平成 15 年	22,682	91	95	4	4.40
平成 16 年	22,850	91	95	4	4.40
平成 17 年	23,257	95	95	0	0

注1 定員モデルの試算値は、現状の職員数の70%をベースとして、残り30%の職員数は、その団体の面積、人口、標準財政規模等によって変動するものとして、団体の特性を考慮して対象職員数に対する標準となる職員数を求めようとするものである。

注2 平成 17 年の定員モデルの対象職員数には、総務課へ配置転換した対象外職員4名(平成 17 年中に解散する行政改革推進室3名、総合計画策定要員1名)が含まれており、実質的には平成 16 年同様の4名減である。

部門別職員数の推移

部門		区分	職員数（人）					対前年増減数（人）				
			H12	H13	H14	H15	H16	H12	H13	H14	H15	H16
福祉関係を除く 一般行政	議会		2	2	2	2	2	0	0	0	0	0
	総務		36	37	37	36	33	0	1	0	1	3
	税務		11	11	12	12	11	1	0	1	0	1
	労働		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	農水		7	7	7	7	6	1	0	0	0	1
	商工		2	1	1	1	1	0	1	0	0	0
	土木		10	11	10	10	12	0	1	1	0	2
	小計		68	69	69	68	65	0	1	0	1	3
福祉関係	民生		14	10	11	12	12	2	4	1	1	0
	衛生		13	14	13	14	15	1	1	1	1	1
	小計		27	24	24	26	27	3	3	0	2	1
一般行政計			95	93	93	94	92	3	2	0	1	2
特別行政	教育		48	49	54	51	49	5	1	5	3	2
	小計		48	49	54	51	49	5	1	5	3	2
公営企業等	水道		9	9	10	10	10	1	0	1	0	0
	交通		7	7	7	7	7	1	0	0	0	0
	下水道		8	8	3	3	3	0	0	5	0	0
	その他		4	7	7	7	7	0	3	0	0	0
	小計		28	31	27	27	27	0	3	4	0	0
総合計			171	173	174	172	168	8	2	1	2	4

人件費比率の状況（類似団体との比較）

職員数の分析を行うためには、まず、財政的側面から人件費及び人件費比率の状況を確認することが必要である。仮に職員数が少なくても、それを支えることが困難な財政状況であれば、職員数をさらに抑制する必要性が生じるためである。

次表は、人口一人当たりの投資的経費を除く義務的経費に分類される人件費の決算額と経常経費充当一般財源中に占める人件費について類似団体と比較したもので、ともに類似団体を大きく下回っている。

また、経常収支比率中の人件費比率が低いほど一般的には効率的だと言われているが、

本町の値は24.1%であり、類似団体の28.9%に比べて4.8ポイント低くなっている。

したがって、本町における人件費は、決算額、人件費比率、経常収支比率中の人件費比率がともに問題のないレベルにあると言える。

平成16年度中人口1人当たりの経常経費充当一般財源の状況（単位：円・％）

区 分	決算額		経常経費充当一般財源		経常収支比率		
	新宮町	類似団体	新宮町	類似団体	新宮町	類似団体	差 異
人件費	54,042	71,951	50,985	64,763	24.1	28.9	4.8
扶助費	21,124	26,221	6,065	9,121	2.9	4.1	1.2
公債費	39,040	41,884	38,844	39,381	18.4	17.6	0.8
物件費	51,295	46,729	32,170	29,116	15.2	13.0	2.2
維持補修	3,901	3,036	3,581	2,358	1.7	1.1	0.6
補助費等	46,594	45,125	36,594	34,156	17.3	15.2	2.1
繰出金	32,893	37,299	20,439	22,220	9.7	9.9	0.2
					89.4	89.8	0.4